南木曽町で事業継承をしたいとお考えの方へ

**事業承継応援補助金の創設について**

　町では、町内の個人事業者等の円滑な事業承継を応援するため、事業承継に要する経費に対して補助を行います。

**【補助対象事業】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象経費 | 内容等 | 補助率 補助金 |
| 設備費 | 店舗の設備、備品購入（消耗品を除く） | 2分の1  200,000円以内 |
| 工事費 | 店舗の改装、新規看板の設置、既存看板の建替等 |
| 広告宣伝費 | ホームページの新規作成、更新等 |
| 委託料 | 課題分析、戦略策定、コンサルティング料等 |
| その他 | 町長が必要と認めた経費 |

※対象経費は補助金交付決定年度に事業承継に要した経費（税抜）であり、表のものになります。

※算出した額に千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額になります。

※国、県その他の団体等から事業継承に関連する補助金を受けた経費を除きます。

**【補助金の対象者】**

下記のすべてに該当する方が対象となります。

1. 南木曽商工会に加入している者
2. 町内に住所及び事業所を有する個人事業主、従業員100名以内の中小事業者
3. 町税等滞納がない者、転入者にあっては旧住所地の市区町村税等についても滞納がない者
4. 町内の事業所等を事業承継し、５年以上営業をしようとする者
5. 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第１項に基づく認定経営革新等支援機関又は、長野県事業承継・引継ぎ支援センターに相談を行っている者
6. 営業に必要な許可等を取得している者又はその旨が確実な者
7. 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法令（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業を行う者ではないこと
8. チェーンストア及びフランチャイズ形式等による事業でないこと
9. 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77防）第２条に規定する暴力団又は暴力団員ではない者若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者

**【申請に必要な書類】**

申請は、南木曽町事業承継応援補助金申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、以下の書類を添えて提出ください。

1. 事業承継が完了したことが確認できる書類
   1. 法人の場合　履歴事項全部証明書、株主名簿又は法人税申請書別表２
   2. 個人の場合　承継元の廃業届及び承継者の開業届
2. 許認可を伴う業種であれば許可証の写し
3. 町税等の滞納がない旨の証明書
4. ５年以上事業を継続すること及び暴力団関係者でない旨の誓約書（様式２号）
5. 住民票の写し（申請者が個人の場合に限る）
6. 契約書、見積書等、積算根拠がわかる書類及び、設計図書又はカタログ
7. そのほか町長が認める書類

**【実績報告】**

事業完了後は、南木曽町事業承継応援補助金実績報告書（様式第６号）に必要事項を記入し、以下の書類を添えて提出ください。

1. 経費のわかる書類
2. 契約書及び支払いを証する書類の写し
3. 開業した事務所、購入した備品の写真
4. そのほか町長が認める書類

**【補助金の請求】**

補助金確定通知を受けた方は、速やかに南木曽町事業承継応援補助金請求書（様式第８号）を提出してください。

**【事業状況報告】**

　補助金の交付を受けた方は、事業が完了した年度の翌年から５年間、南木曽町事業承継応援補助金事業状況報告書（様式第９号）に次の書類を添えて提出ください。

・経営状態を証明する書類（試算表、決算書等）

**【申請先・お問い合わせ】**

南木曽町　産業観光課　商工観光係　TEL：57-2001

※申請書等は、南木曽町ホームページにあります。<https://www.town.nagiso.nagano.jp>